

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 7 年 4 月 24 日

支出負担行為担当官

稚内開発建設部長 巖倉 啓子

1 業務概要

- (1) 業 務 名 礼文西漁港外 2 港施設整備検討業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、管内離島の第 4 種漁港 (仙法志地区、礼文西地区) の新規特定計画策定に向け新たな費用対効果について検討を行い、新規特定計画 (案) 及び事業評価 (案) に必要な基礎資料の作成を行うものである。加えて、香深港本港地区中央埠頭岸壁改良に向けた整備規模等の検討を行うものである。

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、「低価格受注業務が有る場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (7) 本業務は、受注者における照査体制を強化し、成果品不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による単純ミス等を減らす事を目的とした照査体制の強化に係る取組 (赤黄チェック) 試行業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争 (指名競争) 参加資格の決定を受けていること。
- (3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領 (昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明

書参照)

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰の経歴
(2) 業務の実施方針、業務フロー、工程計画
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程計画の妥当性
(3) 特定テーマに関する技術提案
(4) 参考見積の妥当性

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

5 手続等

- (1) 担当部局

〒097-8527 北海道稚内市末広5丁目6番1号
北海道開発局稚内開発建設部契約課 上席専門官
電話 0162-33-1068 (ダイヤルイン)

- (2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和7年4月24日から令和7年6月12日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は、技術提案書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

- (3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年4月24日9時00分から令和7年5月12日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5（1）に同じ。

- (4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年5月28日9時00分から令和7年6月12日11時00分までに、電子入札

システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記 5（1）に同じ。

6 その他

- （1） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 契約書作成の要否 要。
- （3） 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5（1）に同じ。
- （4） 技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。
- （5） 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （6） 上記 2（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記 5（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。
- （7） 詳細は説明書による。